

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県内観光事業者はこれまでに経験したことのない非常に厳しい状況にあるが、緊急事態宣言が解除されたため、今後は感染予防を徹底しながら県民をはじめとした誘客促進を図っていく必要がある。本事業はその施策の一つとして、実施するキャンペーン等を6月下旬発行のフリーペーパー広告により県民に周知し、県内旅行促進を図るものである。</p> <p>なお、告知には県内約736,000部の発行全戸配布が行われているフリーペーパー12誌を用いる。これにより県内居住者の世帯90%以上に告知することができる。</p> <p>また、目的を達するためには、一刻も早い告知が必要であり、競争入札に付していたのでは時機を失してしまう。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>株式会社 中広 岐阜県岐阜市東興町27</p> <p>3 特定の者を選定した理由</p> <p>本件は、一刻も早く告知することが必要であり、12誌に一括して、即座にフリーペーパー誌面を確保できる事業者への委託が必要となる。代理店等への発注となると、12誌すべての誌面確保や掲載内容の修正に時間を要してしまうため、発行元である(株)中広と契約を締結する。</p>